4 高度肥満児への対応

学校

- ○定期健康診断において、肥満度50%以上の高度肥満児を学校医の指導のもと抽出します。
- ○保護者に、次の様式一式を渡し受診を勧めます。
- ◇ 保護者通知(様式1)
- ◇ 受診報告書(様式2)・(様式5:2部)
- ◇ 体重測定表(様式3)
- ◇ 生活習慣チェックリスト (様式4)両面印刷し、1年分(12枚)をホッチキス等で留めて渡す
- ○受診を勧める際に、次の2点について説明をします。
- ①診療にかかる医療費は福祉医療で保護者負担はないが、医療機関により受診報告書に対する 文書料がかかること
- ②受診予定の医療機関にあらかじめ電話をし、学校の内科検診における診察であることを伝え、 受診前の注意事項として前日や当日の飲食の制限等について確認をとること
- ○保護者から提出された受診報告書の指示に従い、給食や運動等の管理・指導をします。保護者の了解のもと、主治医と連携を図り、学校・家庭・医療機関が一体となった支援体制が築けるよう努めます。また、必要に応じて、体重測定表(様式3)と生活習慣チェックリスト(様式4)のコピーを保管し、継続して健康管理を行います。

家庭

- ○生活習慣チェックリスト(様式4)に必要事項を記載し、受診報告書(様式2)及び(様式5:2部)、体重測定表(様式3)、生活習慣チェックリスト(様式4)、母子手帳などを持参して学校医・かかりつけ医を受診します。
- ○受診後、受診報告書を学校に提出します。必要に応じて体重測定表(様式3)、生活習慣チェックリスト(様式4)も学校に提出します。
- ○体重測定表(様式3)及び生活習慣チェックリスト(様式4)は継続して使用するため各自で管理し、毎日の体重測定を継続します。

学校医やかかりつけ医

- ○高度肥満児対策の手引きを参考に検査を行い、受診報告書(様式2)を作成して保護者に渡します。
- ○体重測定表(様式3)、生活習慣チェックリスト(様式4)を活用して生活指導を行います。
- 〇高次医療機関への紹介基準を参照し、対象者には「紹介状」に「様式2の写し」及び「受診報告書」(様式5:2部)を添付して保護者に渡し、高次医療機関を紹介します。

高次医療機関

○高次医療機関での対応マニュアルを参考に診療を行い、異常の有無に関わらず、受診報告書(様式5)1部を作成して保護者に渡します。

○必要に応じて、「紹介状」に作成した「様式5の写し」及び無記入の「受診報告書」(様式5) 1部を添付して保護者に渡し、特別支援学校が併設された医療機関を紹介します。

特別支援学校が併設された医療機関

○特別支援学校が併設された医療機関は、異常の有無に関わらず、受診報告書(様式5)1 部を 作成して保護者に渡します。

高度肥満児の受診の流れ

